

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画等の適否の決定
- 土地改良事業の認可(二件)
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 土地収用法による土地の立入り
- ◇ 公安規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規
- 則
- ◇ 公 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施
- 理容師試験等の実施
- 技能検定の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第二百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月二十六日付けで鳥取市桜谷八九田中早苗ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(明楽地区農業用排水)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良(明楽地区農業用排水)事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十五年四月二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所及び国府町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第二百九十三号

昭和五十四年十月十二日付けで西伯郡岸本町番原五五二番地岡田毅ほか五人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年

法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年四月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九十四号

智頭町から申請のあつた町営土地改良(市瀬地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十五号

羽合町から申請のあつた町営土地改良(長瀬地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十六号

昭和五十五年三月四日付けで河原町から申請のあつた下曳田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年四月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業者の内容及び種々の採取並びに苗木の育成	事業所の名称	事業所の所在地
二百十八	高木 功	日野郡日南町下阿毘縁二、一、一三	種々の採取並びに苗木の育成	高木 功 苗畑	日野郡日南町下阿毘縁
二百十九	青木 照躬	霞二、一四	"	青木 照躬 苗畑	霞
二百二十	木山 良孝	茶屋二、一四	"	木山 良孝 苗畑	茶屋
二百二十	高橋 琢二	九六五ノ一	"	高橋 琢二 苗畑	"
二百二十	池本 公利	六、一、七八	"	池本 公利 苗畑	笠木
二百二十	川西 邦人	福万来一、七	"	川西 邦人 苗畑	福万来
二百二十	伊澤 卓司	西伯郡大山町赤松一、三九	"	伊澤 卓司 苗畑	西伯郡大山町赤松

鳥取県告示第百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支店

二 事業の種類

特別高圧送電線用瀬線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡用瀬町大字古用瀬、大字別府及び大字美成並びに同郡河原町大字和奈見、大字八日市、大字佐貫、大字曳田、大字渡一木及び大字長瀬地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

鳥取県公安委員会規則第三号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則(昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

スキルボール及びパンロンド	メダル一個につき き十円以下	パンロンム類	
オリンピア	メダル六個につき き五十円以下	オリンピアゲージ類	

別表の表中

メダル一個につき  
き十円以下

メダル一個につき  
き二十円以下

附 則

この規則は公布の日から施行する。

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、

昭和55年度上期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和55年4月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日 昭和55年5月25日
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
丙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術(特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術)	10時45分から 12時15分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学(特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な機械工学)	13時から 15時まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで

〔備考〕特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則(昭和41年通商産業省令第54号)第6条第2項

に規定する「特別試験科目」をいう。

4 受験手續

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受試験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

縦6センチメートル、横5センチメートルとし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

(4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料 1,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和55年4月15日から同月25日まで

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和55年4月1日

鳥取県知事 平 林 三 鴻

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和55年5月9日(金) 午前10時

場所 倉吉市蔵城279番地 鳥取県中部総合事務所講堂

(2) 実地試験

日時 昭和55年5月26日(月) 午前9時

場所 鳥取市南吉方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかにか該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
  - (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
  - (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を修了した者
  - (4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者
- 3 試験の方法
- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。
  - (2) 昭和33年又は昭和54年に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令(昭和28年政令第282号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、学科試験を免除する。
- 4 試験の科目及び事項
- 理容師法施行規則(昭和28年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。
- 5 出願の方法
- (1) 願書の提出期間  
昭和55年4月1日(火)から同月19日(土)まで(郵送のものについては、昭和55年4月19日(土)までの消印のあるものは、有効とする。)

- (2) 願書の提出先  
ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所  
イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生課 部衛生課
- (3) 提出書類  
ア 受験願書(別記様式によること。)  
イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)  
ウ 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書  
エ 実地習練を行ったことを証する書面  
オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書  
カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身像のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)  
ク 3の②により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。
- 6 試験手数料及びその納付方法等  
(1) 試験手数料 5,000円  
(2) 納付方法  
①に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。(県外居住者であつて鳥取県収入証紙を購入できないものは、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。)  
(3) 納付した手数料は、返還しない。

7 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験  
受験通知書、筆記用具及び昼食
- (2) 実地試験  
ア 受験通知書、上ばき及び昼食  
イ 理容師試験を受ける者  
ロ 白衣  
リ 調髪、顔そりに必要な器具及び材料  
ル 応急薬品  
レ 美容師試験を受ける者  
ロ 白衣  
リ 調髪、コールドパーマネントウエーブ等に必要の器具及び材料  
ル 応急薬品  
レ モデルウイッグ(頭毛が雑毛で自然色のものであること。)
- 8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。
- 9 その他  
(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。  
(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は(〒680) 鳥取市東町一丁目220番地鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。  
(3) 文書によって照会する場合は、50円切手をはった返信用封筒を同封すること。

別記様式(用紙は、B列5番とすること。)

収入証紙  
はり付け欄

理容師(美容師)受験願書

本 籍

住 所 (番地〇〇方まで記入すること。)

郵便番号

氏 名

生年月日

年 月 日生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師(美容師)試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日

氏 名

印

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

受験回数	学科試験	初回	2回目	3回目	4回目以上
実地試験	初回	2回目	3回目	4回目以上	

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和55年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和55年4月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 実施する検定職種  
造園、機械加工、金属プレス加工、鉄工、板金、仕上げ、製材のこ目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、木工機械調整、木工、製版、印刷、プラスチック成形、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ及び写真
- 2 検定の等級  
技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。
- 3 検定の方法  
技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。
- 4 試験の実施期日及び実施場所等
  - (1) 実技試験
    - ア 実施期日  
昭和55年6月27日（金）から同年9月28日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。
    - イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

- ウ 実技試験問題の公示  
実技試験問題は、昭和55年6月16日（月）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

- ア 実施期日  
検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械加工、電気機器組立て、木工、プラスチック成形、左官及びタイル張り	昭和55年9月14日（日）
造園、製材のこ目立て、電子機器組立て、布はく縫製、木工機械調整、製版、ブロック建築、畳製作、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、表装、塗装及び広告美術仕上げ	昭和55年9月21日（日）
金属プレス加工、鉄工、板金、仕上げ、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、印刷、防水施工、サッシ施工及び写真	昭和55年9月28日（日）

- イ 実施場所  
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。
- 5 受検申請の手続
  - (1) 提出書類
    - ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）



1 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内鳥取県職業能力開発協会(同協会は、昭和55年4月上旬に事務所を鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会議所会館内に移転する予定である。)

(3) 受付期間

昭和55年4月23日(水)から同年5月7日(水)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作付する。なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書し、返信用封筒(おて先を記入し、50円切手をつけたもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	受 験 手 数 料
造 園	8,500円
機 械 加 工	8,500円
金 属 プ レ ス 加 工	8,500円

鉄 板	工 金	8,500円
仕 上	金	8,500円
製 材 の こ 目 立 て	て	8,500円
電 子 機 器 組 立 て	て	8,500円
電 気 機 器 組 立 て	て	8,500円
建 設 機 械 整 備	備	8,500円
婦 人 子 供 服 製 造	造	8,000円
紳 士 服 製 造	造	8,000円
布 は く 縫 製	製	8,500円
木 工 機 械 調 整	整	8,500円
木 工	工	8,000円
製 版	版	8,500円
印 刷	刷	8,500円
プ ラ ス チ ャ ッ ク 成 形	形	8,500円
左 官	官	8,500円
フ ロ ッ ク 建 築	築	8,500円
タ イ ル 張 り	り	8,500円
畳 製 作	作	8,500円
防 水 施 工	工	8,500円
天 井 仕 上 げ 施 工	工	8,500円
床 仕 上 げ 施 工	工	8,500円
サ ッ シ 施 工	工	8,500円

表	装	8,500円
塗	装	8,500円
広	告 美 術 仕 上 げ	8,500円
写	真	8,500円

1 学科試験の受検手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和55年10月14日(火)書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和55年10月14日の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。